

再利用対象物保管場所及び 廃棄物保管場所等の 設置に関する手引き



令和5年8月



ITABASHI



ゼロカーボン
いたばし2050

板橋区清掃事務所・管轄区域一覧

板橋東清掃事務所管内

あ	相生町 小豆沢 1～4丁目
い	泉町 板橋 1～4丁目 稻荷台
お	大原町 大谷口 1～2丁目 大谷口上町 大谷口北町 大山町 大山金井町 大山西町 大山東町
か	加賀 1～2丁目 上板橋 1～3丁目
く	熊野町
こ	小茂根 1～5丁目

さ	幸町 栄町 坂下 1～3丁目 桜川 1～3丁目
し	清水町 志村 1～3丁目
と	東新町 1～2丁目 常盤台 1～4丁目
な	中板橋 仲宿 仲町 中丸町
は	蓮沼町 蓮根 1～3丁目
ひ	東坂下 1～2丁目 東山町 氷川町

ふ	富士見町 双葉町 舟渡 1～4丁目
ほ	本町
ま	前野町 1～6丁目
み	南町 南常盤台 1～2丁目 宮本町
む	向原 1～3丁目
や	大和町 弥生町

板橋西清掃事務所管内

あ	赤塚 1～8丁目 赤塚新町 1～3丁目
し	新河岸 1～3丁目
た	大門 高島平 1～9丁目

と	徳丸 1～8丁目
な	中台 1～3丁目 成増 1～5丁目
に	西台 1～4丁目

み	三園 1～2丁目
よ	四葉 1～2丁目
わ	若木 1～3丁目

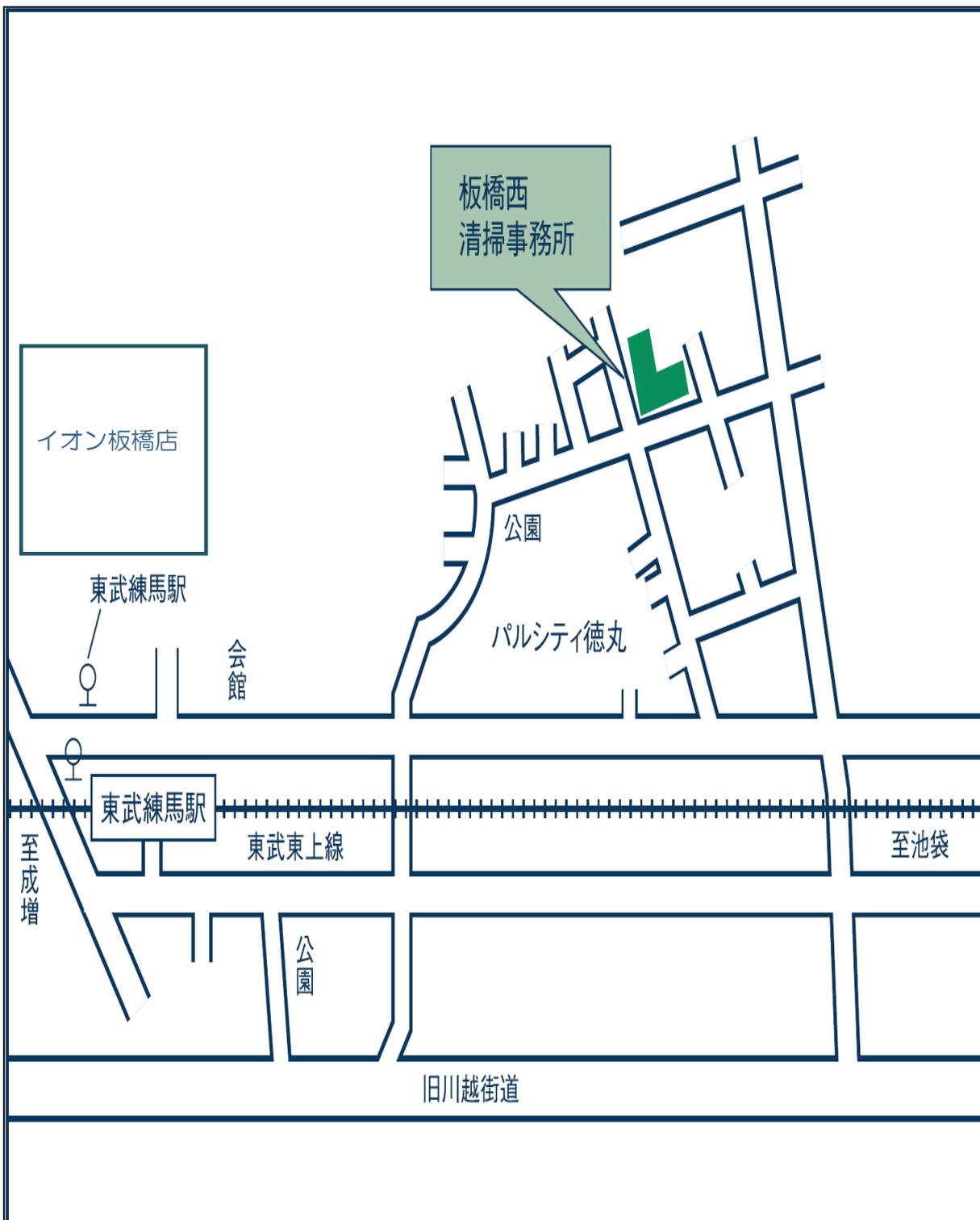
板橋東清掃事務所 案内図

所在地等	東坂下 2 - 20 - 9 電話 (3969) 3721 FAX (3969) 6637	交通手段	都営地下鉄三田線 蓮根駅下車 12分 JR埼京線 浮間舟渡駅下車 12分 国際興業バス 三軒家バス停下車 1分 (池21系統 高島平駅～池袋西口)
------	---	------	--



板橋西清掃事務所 案内図

所在地等	徳丸 1 - 1 6 - 1 電話 (3936) 7441 FAX (3935) 9931	交通手段	東武東上線・東武練馬駅下車6分
------	---	------	-----------------



目 次

清掃事務所 管轄区域一覧 案内図	巻頭
1 設置届の提出が必要な建築物	1
2 設置届の提出の時期	1
3 大規模建築物及び事業用大規模建築物の保管場所の区分	2
4 保管場所等の設置が必要な建築物	2
5 提出書類	3
6 廃棄物保管場所等の設置について（住宅用途、事業用途共通）	4
7 再利用対象物保管場所の設置について（事業用途のみ）	9
8 ごみの持ち出しについて（住宅用途、事業用途共通）	10
9 既存の集積所の移動について	10
別表1 施設用途別廃棄物排出基準	11
別表2 住居占有面積別人員数	11
別表3 算定人員別保管設備基準	12
別表4 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の 設置基準及び処理方法	13
別表5 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準	14
記 入 見 本	15
関係条例、要綱等	26
様 式 類	巻末

概 要 説 明

保管場所等の設置に関する概要説明

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（以下「板橋区廃棄物条例」という。）では、一定規模以上（※1）の大規模建築物及び東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例（以下「小規模住戸集合建築物条例」という。）に該当する建築物について再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所等（※2）の設置を義務づけています。

また、東京都板橋区大規模建築物等指導要綱（以下「大規模指導要綱」という。）、板橋区大規模建築物等指導要綱第2条第2項基準（以下「準指導」という。）では、板橋区廃棄物条例に準じて保管場所等の設置を求めています。

この手引では、保管場所等の具体的な設置基準と施設整備への手順及び届出の概要をまとめています。

板橋区では、令和6年4月1日からプラスチックの資源回収を始めます。これに伴い令和5年8月以降、保管庫の設置を予定し協議を行う事業者は資源プラスチックの保管スペースが必要になります。

（※1）

ア 用途に係らず・延べ面積 3,000 m²以上の建築物

イ 事業用途・事業用途に供する部分（住宅部分は除く）の床面積の合計が 1,000 m²以上の建築物

（※2）

ア 廃棄物保管場所・・・住宅用途、事業用途両方の大規模建築物、小規模住戸集合建築物に設置が必要です。（注意：住宅用途と事業用途では保管品目が異なります。）

イ 再利用対象物保管場所・・・事業用途の大規模建築物に設置が必要です。

ウ 粗大ごみ置場・・・住宅用途の大規模建築物、小規模住戸集合建築物に設置が必要です。
（容易に収集できる場所に設置されていること。また施設設備等を設ける場合は、事前に区と十分協議すること。）

エ 作業スペース（ゼブラゾーン）・・・延べ面積が 3,000 m²以上の大規模建築物に設置が必要です。

オ ごみ集積所・ごみの持ち出し場所・・・住宅用途、事業用途両方の大規模建築物、小規模住戸集合建築物に設置が必要です。
（注意：避難経路、自主管理歩道、歩道状空地を除く場所）

1 設置届の提出が必要な建築物

板橋区廃棄物条例に該当する建築物は、再利用対象物保管場所兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）の提出が必要です。

用途に係らず・延べ面積 3,000 m²以上の建築物

2 設置届の提出の時期

設置届は建築物の計画段階で、事前に管轄の清掃事務所と十分に協議の上、建築確認申請を行う前に提出して下さい。

※詳しくは、P2「(参考)板橋区廃棄物条例と大規模指導要綱の両方に該当する場合の手続」を参照してください。

3 大規模建築物及び事業用大規模建築物の保管場所の区分

	廃棄物保管場所	再利用対象物保管場所
住宅用途	可燃・不燃・資源（びん・缶・ペットボトル、古紙、プラスチック）	_____
事業用途	可燃・不燃	資源

※ 再利用対象物保管場所に保管する資源は、使用する事業者の形態により保管種別品目が異なるため、設置容器等の指定はありません。なお、事業から排出されるプラスチックは不燃（産廃）で変更はありません。

4 保管場所等の設置が必要な建築物

ア 板橋区廃棄物条例に該当する建築物

事業用途に供する部分（住宅部分は除く）の床面積の合計が 1,000㎡以上 の建築物

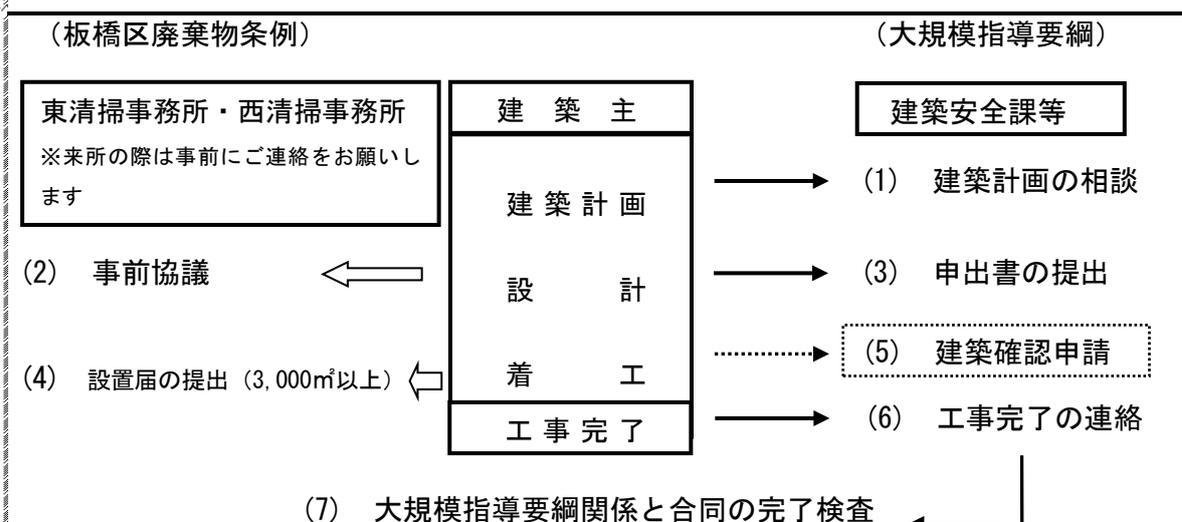
イ 延べ面積が 3,000㎡未満で以下の要綱等に該当する建築物

- (1) 大規模建築物指導要綱（適用事業(1)～(3)）
- (2) 準指導基準
- (3) 小規模住戸集合建築物条例

※ 上記(1)～(3)の該当有無、手続等は、建築安全課にお問い合わせください。

建築安全課 本庁舎北館 5階 11番窓口
 集合住宅指導係 電話 03(3579)2564

(参考) 板橋区廃棄物条例と大規模指導要綱の両方に該当する場合の手続



※ 完了検査の際に、板橋区と事業者及び管理会社との間で、具体的な収集日程及び居住者への案内方法等の打合せを行います。

5 提出書類（様式は巻末にあります。）

ア 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（延べ面積 3,000 m²以上の場合）

正・副の2部 記入見本－P15 様式－有（見本）

イ 共通図面等（住宅用途、事業用途共通）

No.	名 称	部数	記入見本	様式
(1)	建築物の用途別床面積内訳書 ※板橋区ホームページにエクセルデータがあります	1	P16～17	有
(2)	建築物の設計概要 （用途、構造、階数、建築面積、延床面積等）	1	—	—
(3)	建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図	1	—	—
(4)	建築物の各階平面図	1	—	—
(5)	念書	1	P24～25	—

ウ 廃棄物保管場所等（住宅用途、事業用途共通）

(1)	保管場所等の配置図（位置図） 及び敷地内収集車通過道路図 ※ 各階平面図で確認できれば省略可能	1	P20	—
(2)	保管場所等の平面図・断面図・立面図 （縮尺 50 分の 1）	1	P21～23	—
(3)	保管場所等の仕様及び面積算定図（求積図）	1	—	—
(4)	保管場所等の容器数の算定書・面積の算定書 ※板橋区ホームページにエクセルデータがあります	1	P18	有

エ 再利用対象物保管場所（事業用途のみ）

(1)	保管場所等の配置図（位置図） 及び敷地内収集車通過道路図 ※ 各階平面図で確認できれば省略可能	1	P20	—
(2)	保管場所等の平面図・断面図・立面図 （縮尺 50 分の 1）	1	P21～23	—
(3)	保管場所等の仕様及び面積算定図（求積図）	1	—	—
(4)	再利用対象物保管場所面積計算書 ※ 1 万 m ² 以上の建築物のときのみ必要 ※板橋区ホームページにエクセルデータがあります	1	—	有

オ その他、保管場所等設置に関して必要と認める図面等

6 廃棄物保管場所等の設置について（住宅用途、事業用途共通）

ア 建築物より発生する廃棄物の量の算定

住宅用途の場合

- (1) 「用途別床面積内訳書」により、用途ごとの床面積等の計算を明確にする。その場合、廃棄物の排出対象となる有効面積を、その他（共用部分）と区別する。

※ 記入見本（P16～17）を参照

- (2) 住宅部分の人員数は、別表2（P11）「住居占有面積別人員数」により算定する。

- (3) 排出基準は、0.9 kg（/日）とする。

- (4) 組成割合は下表による。
また、体積を重量に換算する場合は、1 m³=250 kgを基本として計算する。

可燃	不燃	缶	びん	ペット ボトル	古紙	プラス チック	合計
62%	5%	2%	5%	2%	21%	3%	100%

処理槽付ディスポーザー（ディスポーザー排水処理システム）を設置する場合は、管轄の清掃事務所と協議の上、可燃ごみ組成割合の20%を限度に減ずることができる。

- (5) 収集間隔は下表による。

可燃	不燃	缶	びん	ペット ボトル	古紙	プラス チック
2日	13日	6日	6日	6日	6日	6日

- (6) 住宅用途と事業用途の複合建築物において、事業用途部分の算定方法は「**事業用途の場合**」のとおりとする。

- (7) 保管容器の選定・重量換算については「イ 廃棄物の保管方法の選択（P5）」により、容器数の算定については「ウ 廃棄物保管設備の必要数の算定（P6）」のとおりとする。

事業用途の場合

- (1) 過去の廃棄物排出量データ（可燃・不燃）がある場合は、管轄の清掃事務所の了解を得た上で、そのデータを用いて算定する。

ただし、過去の廃棄物排出量データが無い場合は、別表1（P11）「施設用途別廃棄物排出基準」により算定する。その場合の組成割合は、可燃 50%、不燃 15%とする。板橋区が収集する場合の組成割合は、可燃 62%、不燃 5%とする。

- (2) 算定に当たっては、住宅用途と事業用途（事務所・店舗等）を区別する。

住宅用途と事業用途の複合建築物において、住宅用途部分の算定方法は「**住宅用途の場合**」のとおりとする。

- (3) 事業用大規模建築物における廃棄物の発生量は、同規模・同用途の建築物においても異なることが考えられるので、事前に管轄の清掃事務所と十分打ち合わせることを。

- (4) 可燃ごみ、不燃ごみ以外の資源部分は、別途、再利用対象物保管場所の設置により必要保管面積を確保する。
- (5) 事業系廃棄物は、原則として、自己処理又は一般（産業）廃棄物処理業者の収集とする。なお、家庭廃棄物の収集は板橋区が行う。
- (6) 廃棄物処理業者に対して事業系廃棄物の収集を委託する場合は、廃棄物処理業者との契約内容により収集間隔を変更できます。ただし、板橋区が収集する場合の収集間隔は、住宅用途の場合と同じく、可燃 2 日、不燃 1 3 日で算定する。

イ 廃棄物の保管方法の選択

廃棄物の保管方法は、別表 4（P13）「大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」及び別表 3（P12）「算定人員別保管設備基準」の中から決める。

(1) 可燃ごみ

a 容器による場合

丸型容器または角型容器を使用する。（重量換算は 10 kg）
容器は、事業者が用意する。

丸型 70L 容器	直径 600 mm程度
角型 72L 容器	W650mm × D450mm × H330mm ※参考規格

※ 実際に使用する容器の規格等がわかる資料を添付してください。

b 反転コンテナボックスの場合（不燃ごみには使用できません。）

容量は 0.7 m³とする。（重量換算は 100 kg）
反転コンテナは、事業者が用意する。

本 体 ※フタ を含む	横 幅	1,420mm ± 10mm
	奥行き	674mm ± 10mm
	高 さ	1,065mm ± 10mm
傾倒軸	長 さ	1,574mm ± 10mm
	高 さ	685mm ± 10mm

※ 設計上の規格は、以下のとおりとすること。

W 1,600mm（傾倒軸含む）× D 700mm × H 1,100mm

c 容器以外の場合（自動貯留機による方式等）

廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものとする。
貯留機容量の算定にあたっては、事前に管轄の清掃事務所と協議すること。

(2) 不燃ごみ

容器を使用する。(重量換算は 15 kg)

容器は、事業者が用意する。

※反転コンテナの選択はできません。

丸型 70L 容器	直径 600 mm程度
角型 72L 容器	W650mm×D450mm× H330mm ※参考規格

※ 実際に使用する容器の規格等がわかる資料を添付してください。

(3) 資源

a 缶・びん、ペットボトルは、板橋区仕様の「折りたたみ式回収箱」、プラスチックは「自立式回収ネット」とする。

缶・びん	回収箱	外寸 W530 × D366 × H322 内寸 W490 × D331 × H309 (単位 mm)
	ペットボトル	回収箱 外寸 W764 × D455 × H458 内寸 W724 × D418 × H433 (単位 mm)
プラスチック	回収ネット	W460 × D460 × H750 (単位 mm)

※ 重量換算は、缶 2.5 kg、びん 12.5 kg、ペットボトル 3 kg、プラスチック 10 kg

※ 缶・びん・ペットボトルの回収箱、プラスチックの回収ネットは、完了検査時に板橋区が用意する。

b 古紙は、原則として枠付台車を使用する。

※算定人員数によっては、角型ポリ容器に変更できます。

(P12 別表 3「算定人員別保管設備基準」参照)

枠付台車	外寸 W1,100 × D800 × H1,700 内寸 W1,050 × D750 × H1,490 (単位 mm)
※ 重量換算は、古紙 150 kg	
※ 枠付台車は、事業者が購入する。	
※ 荷崩れを防ぐため開口部に扉を設けること。	
※ 車輪は 4 個とも自在回転すること。	
※ 紙類の表示をすること。	

c 事業用途の大規模建築物の場合、資源ごみ置場は、別表 5 (P14) 「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」により、必要面積を確保する。

ウ 廃棄物保管設備の必要数の算定

(1) 容器については「算定上の注意 (P19)」を参考にして「容器数の算定書 (P18)」により算定する。

- (2) 反転コンテナボックスについては、(1)に準じて算定する。
 (3) (1)・(2)以外の方法による場合は、管轄の清掃事務所に問い合わせる。

エ 廃棄物保管場所の位置と構造

P31の「板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」第3条(1)、(2)、(3)によるが、主なものは次のとおりである。

(1) 保管場所の位置

- a 廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全及び効率、近隣への影響等を考慮して決めること。
 b 運搬車両の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。また、敷地内への出入口は、切下げ部等を設けるとともに、接する道路の交通量、交通規制等を十分配慮して設置すること。
 c 敷地内で収集作業が行えるように、運搬車両が駐車できる水平なスペース（ゼブラゾーン）を設けること。（避難通路、自主管理歩道、歩道状空地を除く）

※ ゼブラゾーンの大きさ

容器を使用する場合・・・幅 3.5m×長さ 7.0m×高さ 3.0m

反転コンテナ等を使用する場合・・・幅 3.5m×長さ 10.0m×高さ 3.2m

- d 敷地内にごみ集積所・ごみ持ち出し場所を設けること。（避難通路、自主管理歩道、歩道状空地を除く）
 e 運搬車両が敷地奥(10.0m以上)に進入する場合は、運搬車両の転回場所を確保すること。
 f 運搬車両が敷地内に進入する場合は、車両通行導線部分の通路幅を 3.5m以上、高さを 3.0m以上確保すること。ただし、運搬車両の敷地出入り口部分及び敷地内での転回部分は、通路幅を 4.0m以上、高さを 3.0m以上確保すること。（反転コンテナ等を使用する場合は、幅を 6.0m以上、高さを 3.2m以上確保すること。）
 g 通路及びゼブラゾーンの構造は、運搬車両の加重に十分に耐えられるものとする。なお、ターンテーブルを設置する場合はその仕様について特に注意すること。
 h 保管場所の設置にあたっては、運搬車両の通行、保管場所から発生する臭気、換気扇やシャッターなどの機械音など、近隣環境に影響を与えないように配慮すること。特に設置場所が隣地と接している場合または、隣地住民から見通せる場合は、近隣問題が生じないように配慮し、環境政策課等、関係部署とも十分協議すること。

可燃・不燃ごみ運搬車両の仕様（ミラー分は含まない）

区分	新大型特殊車	小型プレス車
用途	可燃・不燃 (反転コンテナ等)	可燃・不燃 (角型・丸型容器)
全長	6,900 mm	5,350 mm
全幅	2,300 mm	1,850 mm
全高	2,800 mm	2,400 mm
車両総重量	約 11 トン	約 7 トン

(2) 保管場所の構造

- a 完全密閉型とすること。
- b 他の用途と兼用でないこと。
- c 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- d 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- e 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- f 廃棄物の搬入、容器等への投入、運搬車両への積み込み及び清掃若しくは点検等に必要作業場所を確保すること。なお、内部の通路幅は1.2m以上とすること。
- g 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
(枠付台車が通行するため、段差が生じない構造とすること)
- h 枠付台車は、扉開口部を通路側に向けて配置すること。(最低2台以上)
なお、枠付台車には、紙類の表示を行うこと。
- i 出入口の構造、幅及び高さは、次のとおりとする。
 - ① 容器を保管設備とする場合は、幅を1.2m以上、高さを2.0m以上とすること。
 - ② 容器及び自動貯留排出機以外のもの(反転コンテナボックス)を保管設備とする場合は、幅を1.8m以上、高さを2.0m以上とすること。
 - ③ 運搬車両が保管場所内部に進入する場合は、幅を3.5m以上、高さを3.0m以上とすること。(反転コンテナ等を使用する場合は、高さ3.2m以上とすること)
建物内部で収集作業を行う場合、運搬車両の排ガスが十分に換気できるよう配慮すること。
 - ④ 保管場所の入口には、「ごみ保管場所」または「廃棄物保管場所」と印字された表示板を設置すること。
 - ⑤ 出入口の扉は、引戸又は開き戸とすること。
やむを得ずシャッターを設置する場合は、軽量で低騒音のものを設置し、近隣等からの苦情が生じないようにすること。
- j 付帯設備は、以下のとおりとする。
 - ① 換気及び採光ができる構造とすること。
換気については、保管場所内部の臭気を効率よく排出できる位置に設置すること。
 - ② 屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、排水口等の排水設備を設置すること。
 - ③ 保管場所内部及び周辺の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
なお、排水設備については、保管場所内部の床面全体を洗浄することを想定して、水勾配の設置等、効率よく排水ができる構造とすること。
 - ④ 棚を設置する場合は、設置段数は1段とし、高さは棚下80cmから棚上100cmまでとすること。
 - ⑤ 保管場所内部は、品目ごとの容器等を適切に設置できるように、仕切りの設置、色彩又は形状等で区別を行うこと。
可燃・不燃ごみ用として容器を設置する場合は、容器にシールを貼るなど視覚的に区別できるようにすること。
 - ⑥ 可燃・不燃ごみ用容器は、2段まで(棚下1箱、棚上1箱)とする。また、棚が設置されていない場合は、1段までとすること。
缶・びん回収箱は、3段まで(棚下2箱、棚上1箱)とする。また、棚が設置されていない場合は、2段までとすること。
ペットボトル回収箱は、2段まで(棚下1箱、棚上1箱)とする。また、棚が設置されていない場合は、2段までとすること。
プラスチック回収ネットは、2段まで(棚下1個、棚上1個)とする。また、棚が設置されていない場合は、1段までとすること。

古紙用容器は、2段まで（棚下1箱、棚上1箱）とする。また、棚が設置されていない場合は、2段までとすること。

オ 粗大ごみ集積所の設置（住宅用途のみ）

- (1) 敷地内に、「粗大ごみ集積所」と印字された表示板により区別されたスペースを設けること。（建築物構造でなくてもよい）
- (2) 最低3㎡以上を確保すること。
- (3) 原則として1棟につき1箇所設置する。
通路や他の用途と共通にせず、敷地内（屋外可）の作業スペース付近で容易に収集できる場所とすること。
- (4) 施錠設備を設ける場合は事前に区と十分に協議すること。

7 再利用対象物保管場所の設置について（事業用途のみ）

ア 建築物の用途と規模の明確化

「用途別床面積内訳書」により、用途ごとの床面積を明確にすると共に、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区別する。

※ 記入見本（P16～17）を参照

イ 保管場所の最低必要面積の算出

別表5（P14）「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」により算定する。
1万㎡以上の建築物のときは「再利用対象物保管場所面積計算表」により算定する。

- (1) 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が数棟ある場合は、棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所最低必要面積とすること。
- (2) 用途欄に記載された用途以外の建築物の場合は、管轄の清掃事務所と十分協議を行い、了承を得た上で類似の用途を用いて算出すること。
- (3) 入居する事業者の形態により、再利用対象物の排出量が多量となる場合は、管轄の清掃事務所と十分協議を行い、必要な面積を確保すること。

ウ 保管場所の位置と構造等

保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集作業の安全や効率等を考慮して決めること。具体的にはP37の「板橋区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準」第3条の(1)、(2)によるが、主なものは次のとおりである。

なお、構造、附帯設備等は大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準を準用すること。

- (1) 運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- (2) 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- (3) 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- (4) 再利用対象物の選別、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

- (5) 耐久性を考慮した構造とすること。
- (6) 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、仕切り等により区分する。
- (7) 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により、再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- (8) 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- (9) 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

エ その他

(1) 建物竣工後の維持管理等について

事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という）の方は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めること。

- a 所有者は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- b 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業等に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときには、すみやかに適切な処置を講ずること。
- c 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しないこととなったときには、すみやかに当該基準に適合させるための処置を講ずること。
- d 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適切に管理すること。

また、所有者は、板橋区廃棄物条例第 19 条第 2 項の規定及び同規則第 5 条に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、以下の書類は管轄の清掃事務所に提出すること。

- ① 廃棄物管理責任者選任届・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ② 事業用大規模建築物における再利用計画書・・・・ 1 部
- ③ ごみ処理・リサイクルフロー図・・・・・・・・・・ 1 部
- ④ 再生品利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

8 ごみの持ち出しについて（住宅用途、事業用途共通）

ごみ収集日には廃棄物保管場所から指定された持ち出し場所へごみを持ち出すこと。

※ただし事業用途については収集運搬業者との契約内容による方法による。

9 既存の集積所の移動について

計画敷地の接道に近隣住民が利用する集積所があり、集積所を移動させる必要が生じた場合、事業主は当該集積所利用者に移動をしてもらうよう要請すること。これにより、集積所を廃止、移動をする場合、管轄の清掃事務所に必ず連絡すること。

集積所の新設、廃止、移動に関する相談についても、管轄の清掃事務所にお問い合わせください。

別表 1 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1日あたりの排出基準
住宅	0.9kg/人
事務所ビル	0.04kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03 kg/m ²
店舗（飲食店、食堂）	0.20 kg/m ²
店舗（物品販売）デパート、スーパー	0.08 kg/m ²
ホテル	0.06 kg/m ²
学校、保育所、児童館	0.03 kg/m ²
病院、診療所、介護老人保健施設等	0.08 kg/m ²
特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等	0.08 kg/m ²
工場、研究所、検査機関	0.03 kg/m ²
倉庫、流通センター	0.03 kg/m ²
駐車場、ガソリンスタンド	0.005 kg/m ²
鉄道駅舎	0.005 kg/m ²

※ 上記用途以外の建築物は、類似の用途を用いるかごみ量を推測する。

別表 2 住居占有面積別人員数

住居占有面積	人員数	
～30 m ²	1.0 人	(30 m ² 以下)
～35 m ²	1.5 人	(30 m ² 超 35 m ² 以下)
～40 m ²	2.0 人	(35 m ² 超 40 m ² 以下)
～50 m ²	2.5 人	(40 m ² 超 50 m ² 以下)
～60 m ²	3.0 人	(50 m ² 超 60 m ² 以下)
～70 m ²	3.5 人	(60 m ² 超 70 m ² 以下)
70 m ² 超	4.0 人	(70 m ² 超)

※ 例 : ①30.00 m²・・・1.0 人 ②30.01 m²・・・1.5 人

別表3 算定人員別保管設備基準

(1) 古紙

古紙は原則、P 6にある枠付台車を保管設備とするが、算定人員数が90人以下の場合、管轄の清掃事務所の了承を得たうえで、下記のとおりP 5にある角型72L容器に変えることができる。

算定人員数	保管容器
～30人	角型72L容器1個
31人～50人	角型72L容器2個
51人～70人	角型72L容器4個
71人～90人	角型72L容器6個
91人以上	枠付台車（容器の算定数どおり）

(2) 古布

古布は容器の算定を行わないが、集団回収の品目として取扱う。容器数の算定書で出した可燃用の容器のうち、下記の数を古布用の保管容器とする。

また、古布用の容器には「古布用」と表示すること。

算定人員数	保管容器
30人～100人	丸型70L容器または角型72L容器1個
101人～200人	丸型70L容器または角型72L容器2個
201人～300人	丸型70L容器または角型72L容器3個
301人～400人	丸型70L容器または角型72L容器4個
401人以上	丸型70L容器または角型72L容器6個

※丸型70L容器及び角型72L容器はP 5の規格。

別表 4 大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類								粗大ごみ 集積所	処理方法			備 考	
			丸型・角型 容 器	反転コンテナ ボックス	自動貯留 排出機	車両搭載式 コンテナ等	その他	折畳式 回収箱	自立式 回収ネット	枠付台車		板橋区	自己処理	許可業者		
区の収集 運搬業務 の提供を 受ける場合	100戸 以 上	可燃ごみ	○ (注1)	○ (注2)	○ (注2)						○	○				
		不燃ごみ	○ (注1)									○				
		びん・缶 ペットボトル						○				○				
		プラスチック							○							
		古紙・古布 (注3)								○			集団回収			
	100戸 未 満	可燃ごみ	○	○ (注2)	○ (注2)						○	○				
		不燃ごみ	○									○				
		びん・缶 ペットボトル						○				○				
		プラスチック								○						
		古紙・古布 (注3)										○	集団回収			
区の収集 運搬業務 の提供を 受けない 場合	排 出 日 量 1,000kg 以 上	一般廃棄物			○	○	○						○	一 廃	一廃： 一般廃棄物処 理業者 産廃： 産業廃棄物処 理業者	
		産業廃棄物			○	○	○						○	産 廃		
		資 源 (再利用対象物)											資源回収 業 者	(注4)		
	排 出 日 量 1,000kg 未 満	一般廃棄物	○	○	○	○	○							○		一 廃
		産業廃棄物	○	○	○	○	○							○		産 廃
		資 源 (再利用対象物)												資源回収 業 者		(注4)

注 1：ワルム形式（算定人数 200 人未満）の住宅及び道路の幅員が 6m 以下で運搬車の通行に支障をきたすと認められる場合は、容器収集となります。

注 2：敷地前面道路の幅員が 6m 以下である等、運搬車の通行に支障をきたすと認められる場合は、容器収集となります。

注 3：古布は、集団回収を行う場合のみの回収品目です。

注 4：資源回収業者による回収の場合は、びん・缶・古紙・古布などの「専ら物（もっぱら物）」のみを回収する場合は許可の必要はありません。

しかし、専ら物以外の廃棄物を資源として再利用する場合は、一般廃棄物処理業もしくは産業廃棄物処理業の許可が必要となります。

別表 5

再利用率対象物の保管場所最低必要面積算出基準

対象延床面積 用途	10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上、50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上、100,000 m ² 未満	100,000 m ² 以上
事務所	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$ 以上	$16 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	26 m ² 以上
飲食店				
学校				
病院・診療所 介護老人保健施設等				
特別養護老人ホーム 有料老人ホーム等				
店舗	4 m ² 以上	$4 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$ 以上		40 m ² 以上
ホテル				
文化・娯楽施設等	3 m ² 以上	$3 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 10,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$ 以上	$11 \text{ m}^2 + \frac{(\text{延床面積} - 50,000 \text{ m}^2)}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$ 以上	16 m ² 以上
工場・研究所				
倉庫、流通センター				

- (注意) 1 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。
- 2 対象延床面積は、共用部分を除くこと。
- 3 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
- 4 対象延床面積が10,000 m²未満の複合建築物の最低必要面積は、4 m²以上とすること。ただし、対象延床面積が3,000 m²未満の複合建築物については、過去の廃棄物排出データを用いて、別途協議することができる。
- 5 対象延床面積が10,000 m²以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。ただし、合計面積が4 m²未満となった場合の最低必要面積は、4 m²以上とする。
- 6 算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

記 入 見 本

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届

令和 6年 4月 1日

（あて先）板橋区長

延べ面積が3,000㎡以上の
大規模建築物(住宅・事業所)
の場合に提出が必要です。

（建設者）住所 板橋区板橋2-66-1
氏名 板橋太郎
電話番号 03(3579)1111

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例 第19条第6項
の規定により、次のとおり届け出ます。 第50条第1項

1 建築物の概要

設計者	住所 板橋区板橋2-66-1 氏名 板橋太郎 電話番号 03(3579)1111
工事施工者	住所 板橋区板橋2-66-1 (株)板橋建設 代表取締役社長 氏名 板橋太郎 電話番号 03(3579)1111
建築物の所在地	板橋区板橋2-66-1
建築物の名称	仮称 板橋プラザビル
建築物の用途	共同住宅、事務所、店舗、文化施設
敷地面積	1,754.33㎡
延べ床面積	(内訳) 住宅用 2,964.52㎡ 事業用 2,672.14㎡ 5,636.66㎡
構造	SRC 造、地上 7 階、地下 0 階
予定年月日	工事着手 令和6年 6月 1日 工事完成 令和8年11月30日 使用開始 令和8年12月 1日

2 再利用対象物保管場所（条例第19条第6項関係）

保管場所	地上 ・ 地下 1 階、 1 箇所、 6㎡
------	----------------------------------

3 廃棄物保管場所（条例第50条第1項関係）

保管場所	地上 ・ 地下 1 階、 1 箇所、 25.5㎡
保管設備	種別 丸型容器 、 容量 70 L・ 個 、 設置数 家26・事19個・ 台
粗大ごみ集積所	地上 ・ 地下 1 階、 1 箇所、 3.54㎡
清掃車通行道路	公 ・ 私道、 8m 洗淨排水設備 洗淨 1 箇所、 排水 4 箇所

受付欄	
(再利用)	(廃棄物)

用途別床面積内訳書（住宅用途）

（記入見本）

階	延床面積	住 宅							そ の 他			
		住居占有面積	人員	戸数	階数	総人員	総戸数	住居面積計	共用部分面積	事業系面積	階数	その他床面積
1階	877.74 m ²								360.75 m ²	516.99 m ²		877.74 m ²
2階	906.64 m ²								372.95 m ²	533.69 m ²		906.64 m ²
3階	887.76 m ²								216.07 m ²	671.69 m ²		887.76 m ²
4～7階	2,964.52 m ²	40.00 m ²	2.0人	4戸	4階	32.0人	16戸	640.00 m ²	152.85 m ²		4階	611.4 m ²
		47.55 m ²	2.5人	4戸	4階	40.0人	16戸	760.80 m ²				
		53.49 m ²	3.0人	2戸	4階	24.0人	8戸	427.92 m ²				
		65.55 m ²	3.5人	2戸	4階	28.0人	8戸	524.40 m ²				
合 計	5,636.66 m ²					124.0人	48戸	2,353.12 m ²				3,283.54 m ²

用途別床面積内訳書（事業用途）

（記入見本）

階	延床面積	店 舗		事務所	文化施設				共用部分等
		業種	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	床面積	
1階	877.74 m ²	飲 食	286.43 m ²		230.56 m ²				360.75 m ²
2階	906.64 m ²			533.69 m ²					372.95 m ²
3階	887.76 m ²			671.69 m ²					216.07 m ²
合 計	2,672.14 m ²		286.43 m ²	1,205.38 m ²	230.56 m ²				949.77 m ²

※板橋区ホームページから計算式の入った算定書をダウンロードすることもできます。

(記入見本) 容器数の算定書

東京都板橋区

用途	品目	床面積又は人員×排出基準×組成割合×収集間隔÷容器容量=A (小数点第二位を四捨五入)	最低必要個数 B=Aを切り上げ	予備率の加算 C=Aの40%を加算	必要個数(※1) Cの小数点以下を切捨て
住宅	可燃	[124] 人 × [0.9] kg × 0.62 (※3) × [2] 日 ÷ [10] kg = 13.8 ①	14 個	Aの①×1.4	19 個
	不燃	[124] 人 × [0.9] kg × 0.05 × [13] 日 ÷ [15] kg = 4.8 ②	5 個	Aの②×1.4	6 個
	缶	[124] 人 × [0.9] kg × 0.02 × [6] 日 ÷ [2.5] kg = 5.4 ③	6 箱	Aの③×1.4	7 個
	びん	[124] 人 × [0.9] kg × 0.05 × [6] 日 ÷ [12.5] kg = 2.7 ④	3 箱	Aの④×1.4	3 箱
	PET	[124] 人 × [0.9] kg × 0.02 × [6] 日 ÷ [3] kg = 4.5 ⑤	5 箱	Aの⑤×1.4	6 箱
	プラ	[124] 人 × [0.9] kg × 0.03 × [6] 日 ÷ [10] kg = 2.0 ⑥	2 個	Aの⑥×1.4	2 個
	古紙	[124] 人 × [0.9] kg × 0.21 × [6] 日 ÷ [150] kg = 0.9 ⑦	1 台	Aの⑦×1.4	(※2) 1 台
店舗	可燃	[286] m ² × [0.2] kg × 0.50 × [3 (※4)] 日 ÷ [15] kg = 5.7 ⑧	可燃 Aの ⑧+⑩+⑫ = 12 個	(Aの⑧+⑩+⑫ の合計) × 1.4 = C 15.68 個	15 個
	不燃	[286] m ² × [0.2] kg × 0.15 × [3 (※4)] 日 ÷ [15] kg = 1.7 ⑨			
事務所	可燃	[1,205] m ² × [0.04] kg × 0.50 × [3 (※4)] 日 ÷ [15] kg = 4.8 ⑩	不燃 Aの ⑨+⑪+⑬ = 4 個	(Aの⑨+⑪+⑬ の合計) × 1.4 = C 4.62 個	4 個
	不燃	[1,205] m ² × [0.04] kg × 0.15 × [3 (※4)] 日 ÷ [15] kg = 1.4 ⑪			
文化施設	可燃	[230] m ² × [0.03] kg × 0.50 × [3 (※4)] 日 ÷ [15] kg = 0.7 ⑫	= 4 個	= C 4.62 個	4 個
	不燃	[230] m ² × [0.03] kg × 0.15 × [3 (※4)] 日 ÷ [15] kg = 0.2 ⑬			

※1. 必要個数が、最低必要個数(B)の値よりも少ない場合は、(B)の値を必要個数とします。 ※2. 古紙の台車は、原則、予備率の加算をする必要はありません。

※3. 処理槽付デイスター(デイスター-排水処理システム)を設置する場合、管轄の清掃事務所と協議のうえ、可燃ごみ組成割合の20%を限度に減ずることが出来ます。

※4. 事業系廃棄物の収集間隔は、廃棄物処理業者との契約内容により変更できます。ただし、板橋区の収集を予定する場合は、住宅用途の場合と同じ収集間隔です。

保管場所面積の算定書

1. 容器・保管必要面積	品目	必要個数 ÷ 段数 = 必要区画数 × 容器の直径又は縦 × 容器の直径又は横 (小数点第三位を四捨五入)				
	① 可燃・不燃	[44] 個 ÷ [2] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) = 22 区画 × [0.65] m × [0.45] m = 6.44 m ²	⑦. 小計 (①~⑥の計) (※5) 9.40 m ²			
	② 缶	[7] 箱 ÷ [3] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) = 3 区画 × [0.2] m ² = 0.60 m ²				
	③ びん	[3] 箱 ÷ [3] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) = 1 区画 × [0.2] m ² = 0.20 m ²				
	④ PET	[6] 台 ÷ [2] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) = 3 区画 × [0.35] m ² = 1.05 m ²				
	⑤ プラ	[2] 個 ÷ [2] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) = 1 区画 × [0.21] m ² = 0.21 m ²				
	⑥ 古紙	[1] 台 ÷ [1] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) = 1 区画 × [0.9] m ² = 0.90 m ²				
2. 洗浄排水設備及び作業面積 (合計-⑦)		19.47 m ²	合計(※6)	26.23 m ²	3. 粗大ごみ保管面積	3.54 m ²

※5. の面積は、ごみ容器・回収箱・台車等の設置面積のみで、通路等の面積は含んでいません。

※6. の面積は、1で求めた面積と、洗浄排水設備・必要作業スペース・通路等を配置して設計した、廃棄物保管場所の全体の「求積面積(壁芯)」です。

算 定 上 の 注 意

(1) 住宅用途

可燃・不燃・びん・缶・ペットボトル・プラスチックの収集間隔については板橋区一般廃棄物処理計画、保管容器については板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所設置基準にもとづき下表の基準を適用する。

古紙は、居住者による集団回収（注1）を想定した収集とする。

品 目 別	可 燃		不 燃		
	収集間隔	2 日		1 3 日	
収集間隔及び	重量換算	1 0 kg	1 0 0 kg	1 5 kg	
保管容器一覧	容器種類	丸型 70L 容器	反転コンテナボックス	丸型 70L 容器	角型 72L 容器
		角型 72L 容器			

品 目 別	缶	びん	ペットボトル	プラスチック	古 紙	
	収集間隔	6 日	6 日	6 日	6 日	6 日
収集間隔及び	重量換算	2. 5 kg	1 2. 5 kg	3 kg	1 0 kg	1 5 0 kg
保管容器一覧	容器種類	折りたたみ式回収箱（注2）		自立式回収ネット（注3）	枠付台車	

参考：[容器の直径又は横] は以下の基準で算出する。

- ① 丸型 70L ポリ容器 6 0 0 mm × 6 0 0 mm
- ② 角形 72L コンテナ 6 5 0 mm × 4 5 0 mm
- ③ 反転コンテナボックス 1 6 0 0 mm × 7 0 0 mm

注1 集団回収：管理組合等の団体が、古紙等を資源回収業者に引き渡す自主的な資源活動のこと。詳細については、資源循環推進課資源循環協働係 TEL 3 5 7 9 - 2 2 5 8 にお問い合わせください。

注2 折りたたみ式回収箱：缶、びん、ペットボトルの回収箱の大きさはP6を参照すること。

注3 自立式回収ネット：プラスチックの回収ネットの大きさはP6を参照すること。

(2) 事業用途

事業系廃棄物の収集間隔は、廃棄物処理業者との契約内容により変更出来ます。ただし、板橋区の収集を予定する場合は、住宅用途における可燃・不燃の場合と同じ収集間隔・組成割合にしてください。

びん・缶・ペットボトル・古紙等の資源については、廃棄物保管場所とは別に、別表5（P14）「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」により、再利用対象物保管場所を設置する。

(3) 粗大ごみ保管場所（住宅用途のみ）

最低3㎡以上を確保する。

(4) 予備率の加算について

各容器の個数を手順どおり計算しても、季節により排出量が増加する（年末年始の時期、夏季の缶・びん・ペットボトル等）、悪天候、災害、事故等で収集ができない場合等、容器の個数が不足する場合がある。そのため、予備率を加算する必要がある。

古紙については、予備率を加算しなくて良いこととする。

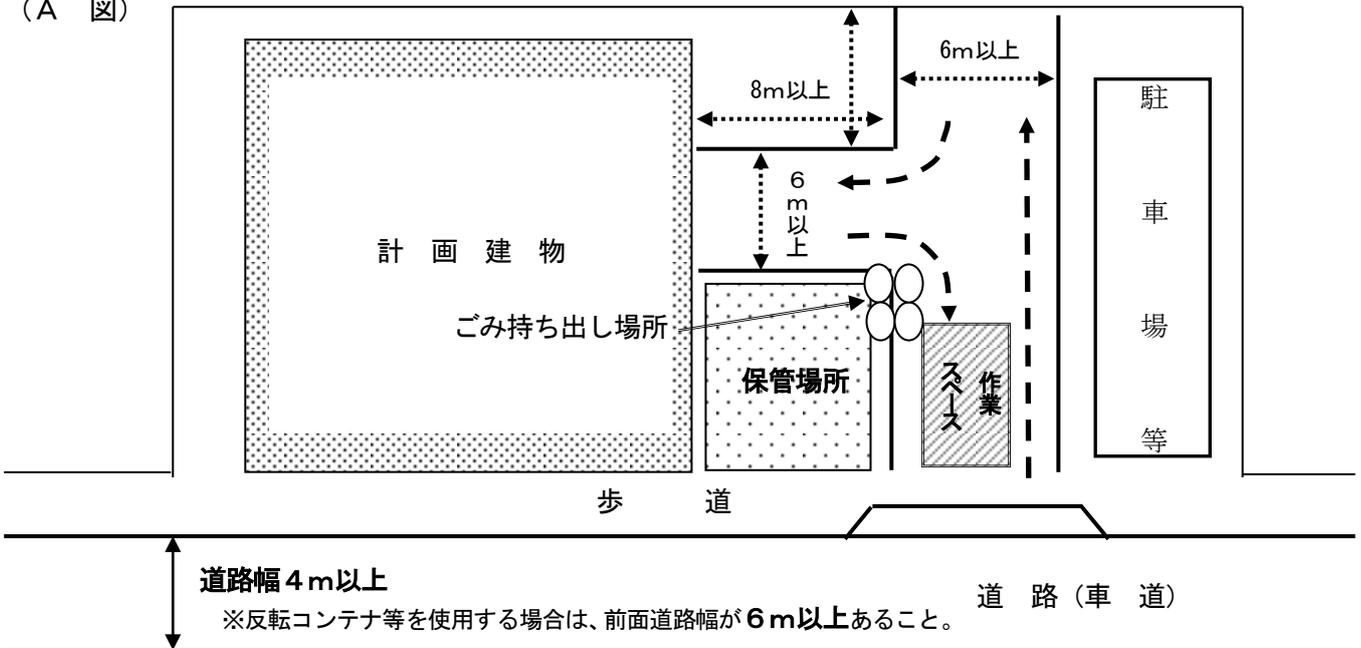
ただし、古紙を上記（1）以外の基準で計算する場合は、予備率を加算することもあるので、管轄の清掃事務所に相談すること。

図1 保管場所の配置例

※1 板橋区廃棄物条例に該当する建築物

必ず、敷地内に作業スペースを確保すること。(避難通路・自主管理歩道・歩道状空地を除く)
 敷地内に収集運搬車(以下、「収集車」という)が進入して作業できる位置に設置すること。
 収集車が建物の下を通過する場合、高さ3.0m以上を確保すること。
 (反転コンテナ等を使用する場合は高さ3.2m以上を確保すること。)
 収集車が敷地奥(10.0m以上)に進入する場合、車両の転回場所を設置すること。(ターンテーブルを設置する際はP7のg参照)

(A 図)



※2 板橋区廃棄物条例に該当しない建築物

原則、上記A図のとおり作業スペースを確保すること。
 なお、狭小地などやむを得ない場合のため、敷地内に作業スペースの確保が困難な場合は、管轄の清掃事務所と協議し、収集作業に伴う取決めを行い、その旨を念書に明記したうえで、B図の例でも可とする。

(B 図)

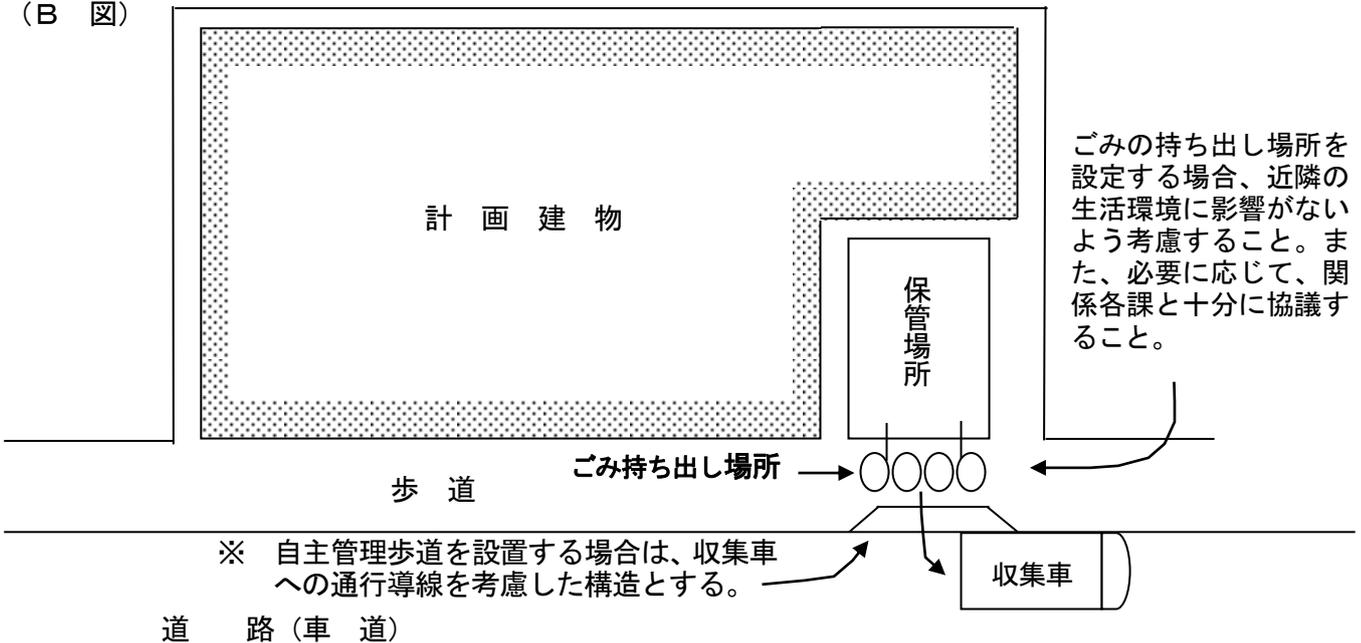


図2 保管場所内のレイアウトと容器の配置例

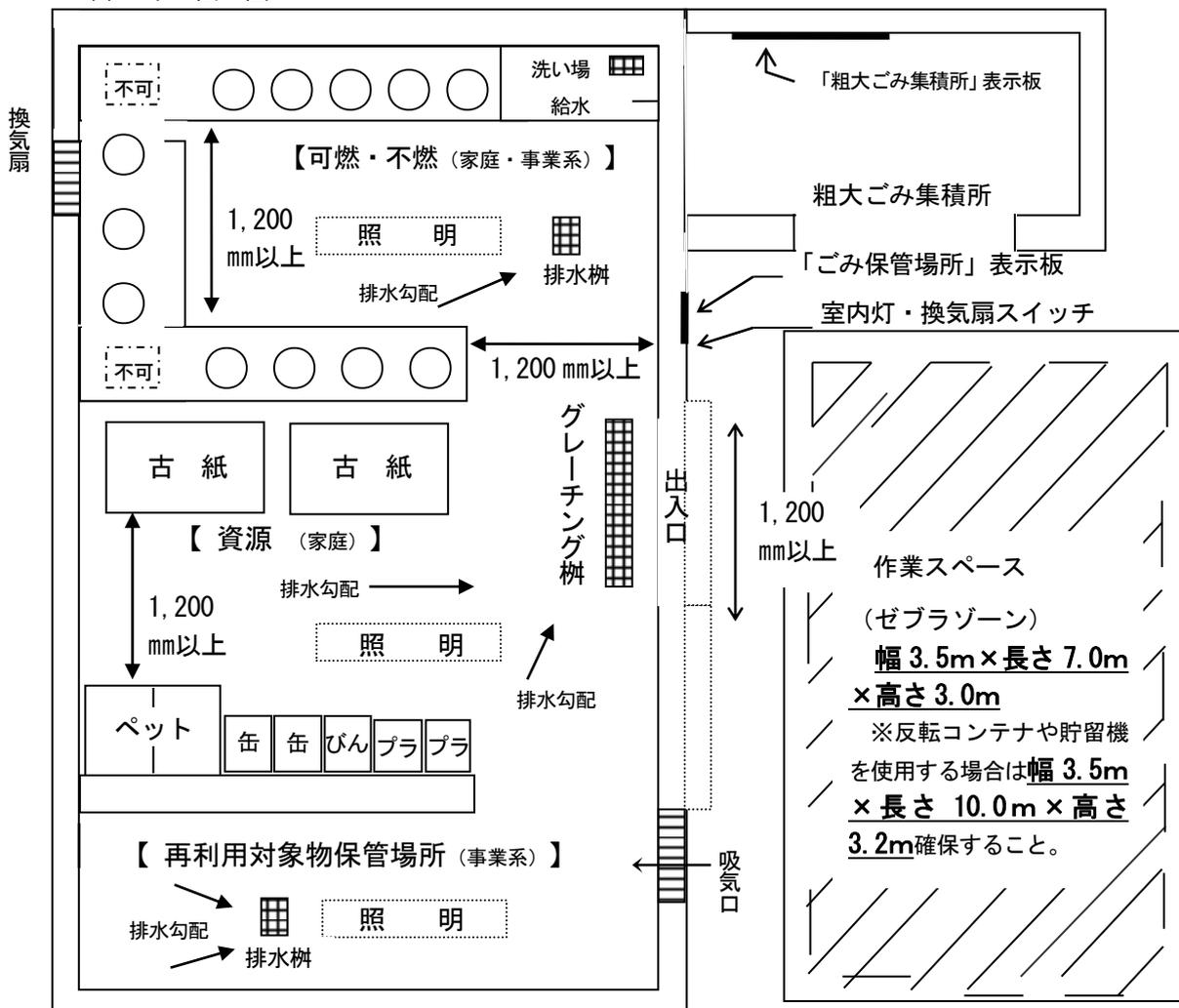
各容器の規格に十分配慮し、収集作業及び日常管理に支障のないように配置する。

可燃・不燃		丸型容器 (70L)	直径 600 mm程度	
		角型容器 (72L)	W 650 mm × D 450 mm × H 330 mm	
資源	缶・びん	折りたたみ式回収箱	W 530 mm × D 366 mm × H 322 mm	
	ペットボトル	折りたたみ式回収箱	W 764 mm × D 455 mm × H 458 mm	
	古紙	枠付台車	W 1,100 mm × D 800 mm × H 1,700 mm	
	プラスチック	自立式回収ネット	W 460 mm × D 460 mm × H 750 mm	

- (1) 可燃・不燃容器及び、古紙の台車は事業者が購入すること。
- (2) 缶・びん・ペットボトルの回収箱、プラスチックの回収ネットは、完了検査時に区が用意する。
- (3) 容器の規格はメーカーによって異なるため、上記より小さい場合はカタログを添付すること。

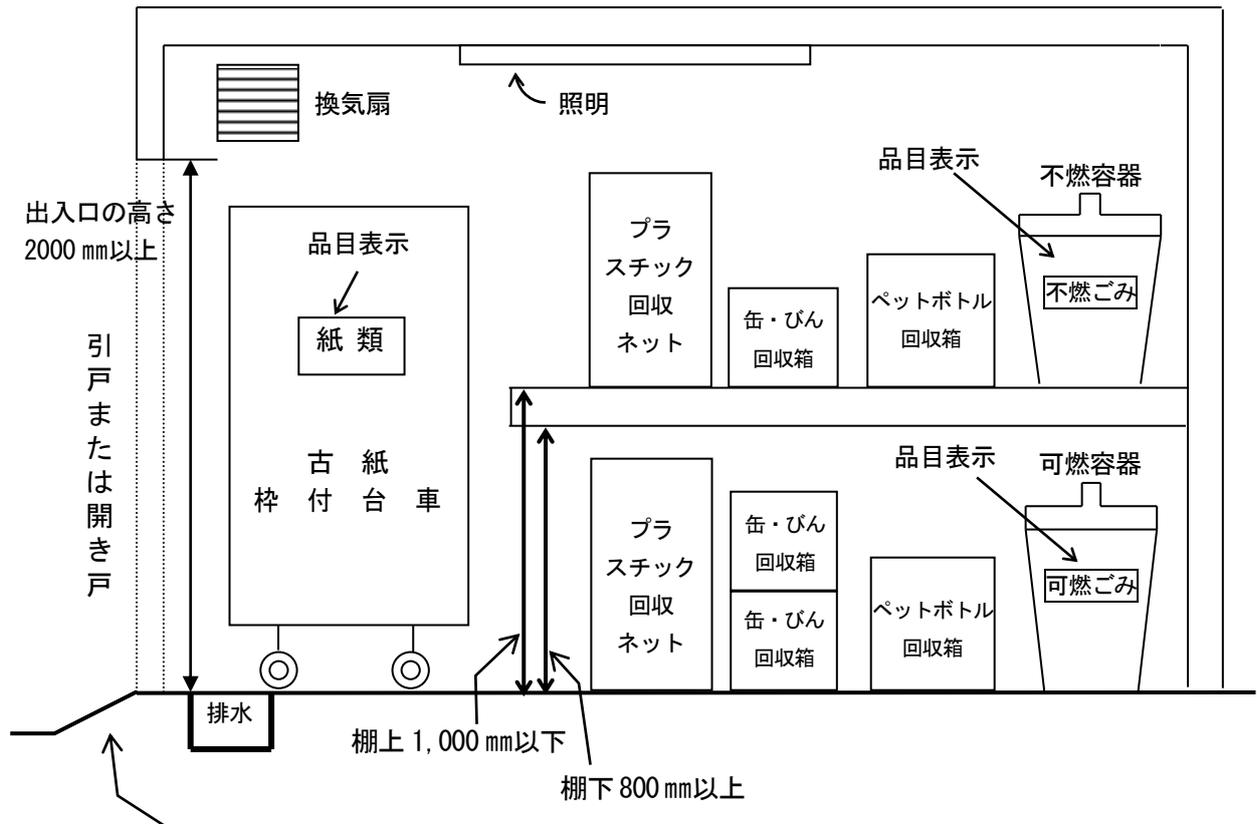
廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所 設置平面図 (例)

(1) 平面図



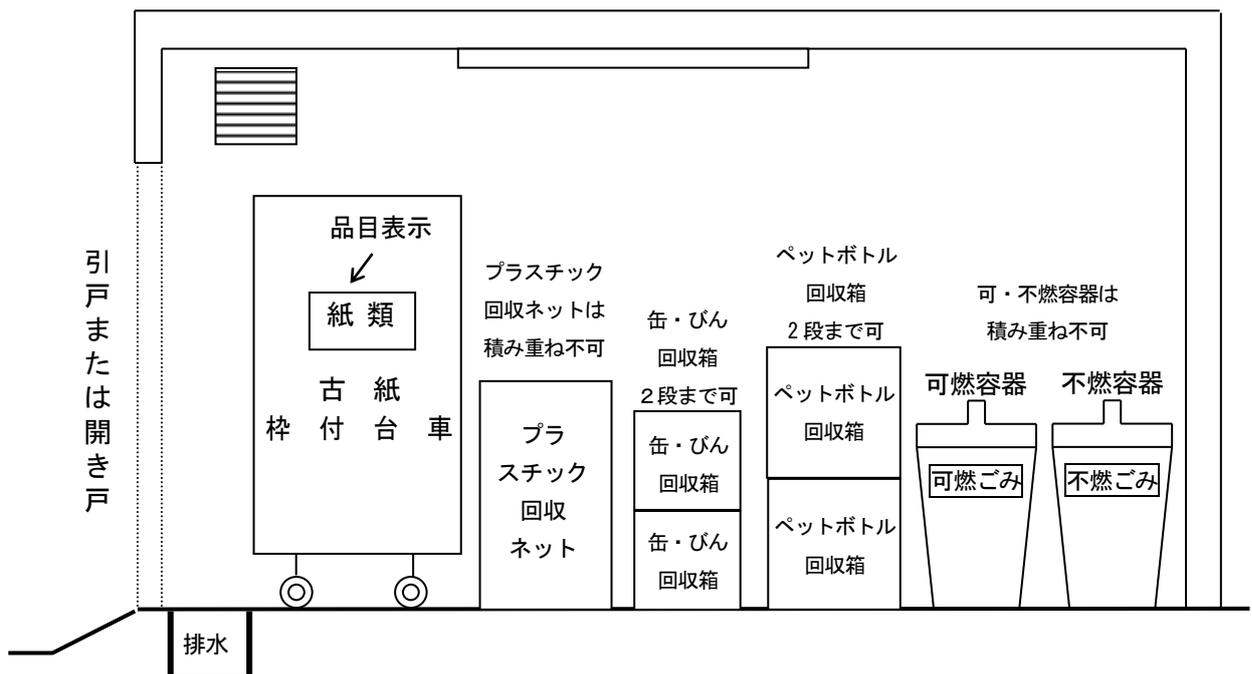
- (1) 保管場所から作業スペースまでの通路は、台車等の通行が可能な構造とする。
- (2) 枠付台車は、扉開口部が通路側に面するように配置すること。(最低2台以上)
- (3) 排水勾配が分かるように、矢印等で記載すること。
- (4) 事業用途の場合は、別途設置基準に基づいて、再利用対象物保管場所を設置する。設置にあたっては、入居する事業者の形態を考慮しながら、廃棄物保管場所と隣接または一体化するなど、管理・収集作業に配慮した配置とすること。

(2)の1 断面図(例) ※棚がある場合

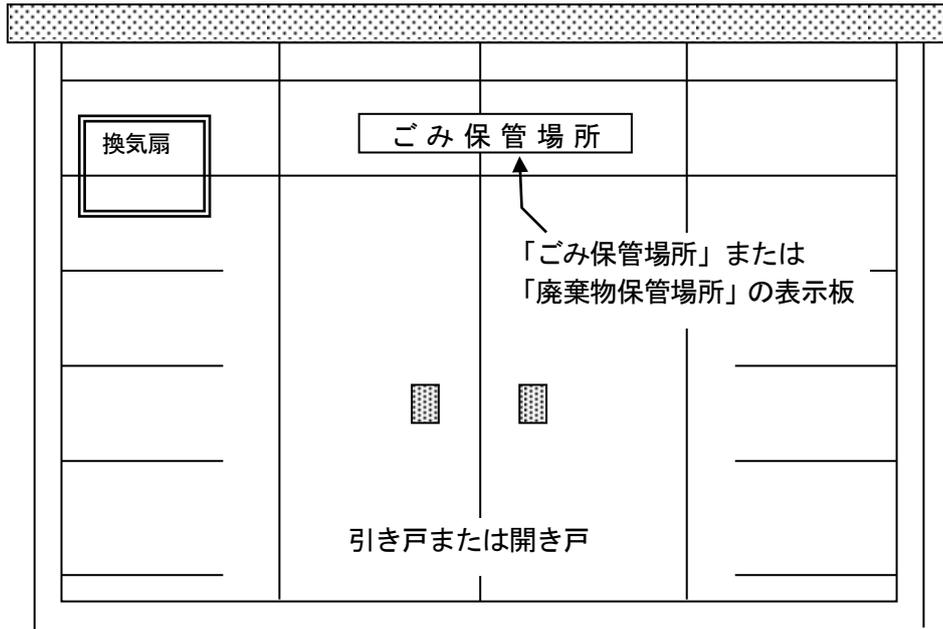


台車が通行するため、段差が生じる場合はスロープ等を設けること。

(2)の2 断面図(例) ※棚が無い場合



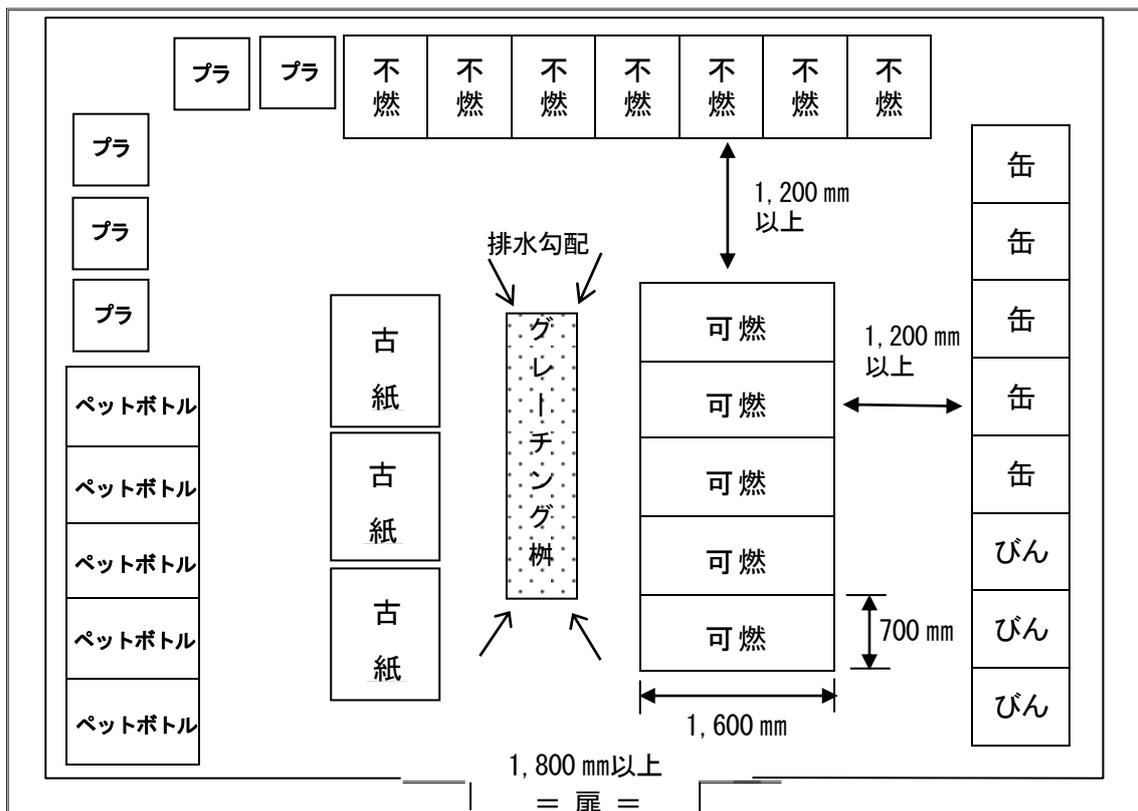
(3) 立面図 (例)



- (1) 出入口付近に保管場所を示す表示板を設置すること。
- (2) 出入口は引き戸または開き戸を原則とし、台車等の通行に支障がない構造とすること。
- (3) 換気扇及び吸気口は、周囲の環境に配慮して設置すること。

図3 反転コンテナボックス設置例 (平面図)

- (1) 反転コンテナボックスの設計上の規格は、以下のとおりとする。
W 1,600mm (傾倒軸含む) × D 700mm × H 1,100mm
- (2) 換気扇、洗い場等の設備については、P21の平面図を参考に記載すること。



念 書

令和 年 月 日

(宛先) 板橋区長

建築主 住 所

氏 名

私は、
に建設します建築物（名称
）の
廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- 1 ごみ収集日には、当建築物から排出されるごみを、ごみ容器等により、建築物管理者が責任を持ってごみ集積所（ごみ持ち出し場所）へ一括して持ち出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 2 廃棄物保管場所、ごみ集積所、ごみ容器及び回収箱等は、常に清潔を保つため、その管理を管理組合等に委託することをお約束いたします。
- 3 ごみ容器の取扱い及びごみ集積所の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決することをお約束いたします。
- 4 入居者に対して、ごみの排出方法を周知するとともに、保管場所内のごみを、可燃・不燃・びん・缶・ペットボトル・古紙・プラスチックに分別し、資源回収に協力いたします。
- 5 缶・びん・ペットボトルの保管は、区が貸与する回収箱によるものとし、指定された分別方法により、袋から出して回収箱に保管いたします。プラスチックの保管は、区が貸与する回収ネットに保管いたします。
なお、回収箱や回収ネットが不足した場合は、速やかに区へ連絡して補充を受けます。
- 6 入居後は、管理組合等に集団回収団体への登録を案内し、居住者による自主的な資源回収活動を勧めていきます。
- 7 ごみ排出量の変化に伴いごみ容器個数等に不足が生じた場合は、速やかに容器の補充及び廃棄物保管場所等の改善を行います。
- 8 敷地内に作業スペース（ゼブラゾーン）を設置いたします。
- 9 事業系廃棄物については、排出事業者による収集運搬又は廃棄物処理業者による収集運搬とし、家庭廃棄物と区別して保管いたします。廃棄物処理業者と契約を締結する場合、契約締結後、廃棄物処理業者の許可書の写し及び契約書の写しを提出いたします。
- 10 建築物を分譲、又は管理を業者委託した後も、上記の項目について責任をもって対処いたします。

(記入見本 事業用)

念 書

令和 年 月 日

(宛先) 板橋区長

建築主 住 所

氏 名

私は、
の廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束いたします。

記

- 1 事業系廃棄物については、排出事業者による収集運搬又は廃棄物処理業者による収集運搬とします。廃棄物処理業者と契約を締結する場合は、契約締結後、廃棄物処理業者の許可書の写し及び契約書の写しを提出いたします。
- 2 廃棄物保管場所等は、ごみの収集後に容器を洗浄する等、常に清潔を保ちその管理を適切にすることをお約束します。
- 3 廃棄物保管場所等に関し、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決することをお約束します。
- 4 ごみ排出量の変化に伴いごみ容器個数等に不足が生じた場合は、速やかに容器の補充及び廃棄物保管場所等の改善を行います。
- 5 敷地内に作業スペース（ゼブラゾーン）を設置いたします。
- 6 当建築物から排出される廃棄物の減量及びリサイクルの推進に努めます。

關係條例、要綱等

(一 部 拔 粹)

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例

(抜 粋)

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第19条 事業用の大規模建築物で、板橋区規則（以下「規則」という。）で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第20条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第21条 区長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその

理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第 22 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 20 条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第 41 条 事業者は、その建築物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第 1 項に規定する保管場所に集めなければならない。

(改善命令等)

第 45 条 区長は、事業者が第 40 条又は第 41 条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

第 5 節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第 50 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

第 8 章 罰則

第 76 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(3) 第 45 条（第 49 条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

(4) 第 50 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 78 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第 50 条第 1 項の規定による届出をしなかった者

第 79 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 10 月 23 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則

(抜 粋)

(事業用大規模建築物)

第4条 条例第19条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物とする。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第7条 条例第19条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(再利用対象物の保管場所設置届)

第8条 事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物に限る。）の建設者の条例第19条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第3号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

(改善勧告)

第9条 条例第20条の規定による勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第10条 条例第21条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を東京都板橋区役所構内掲示場（以下「区掲示場」という。）に掲示して行うものとする。

(収集拒否等)

第11条 区長は、条例第22条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

(廃棄物を収納する容器等の基準)

第16条 条例第34条第1項に規定する容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 容量が九十リットル以下であること。
- (2) 軽量で持ち運びが容易であること。
- (3) 廃棄物の収納、容器の移動及び設置の際に安定性のあること。
- (4) ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。

- (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
- (7) その他収集作業を困難にするおそれのないものであること。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第 21 条 条例第 4 1 条第 2 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(改善命令等)

第 29 条 条例第 4 5 条 (条例第 4 9 条において準用する場合を含む。) に規定する改善等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第 30 条 条例第 5 0 条第 1 項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積 3,000 平方メートル以上の建築物とする。

- 2 条例第 5 0 条第 1 項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。
- 3 条例第 5 0 条第 2 項の規則で定める基準は、第 2 1 条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
 - (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。
- 4 条例第 5 0 条第 3 項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱

(抜 粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号。以下「条例」という。）並びに東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）に基づき、区内に存在する大規模建築物の廃棄物保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要綱の対象とする大規模建築物とは、規則第30条第1項に規定する延べ面積3,000㎡以上の建築物とする。

(書類の提出)

第3条 前条に既定する大規模建築物（以下「建築物」という。）を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、規則第30条第2項に規定する再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）に、次の書類を添付して、当該建築物の建築の確認申請の前までに、区長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の用途別床面積内訳書
- (2) 建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延床面積等）
- (3) 建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図
- (4) 建築物の各階平面図
- (5) 廃棄物保管場所等の配置図（位置図）（前号の各階平面図で確認できる場合は、省略することができる。）及び敷地内運搬車通過道路図
- (6) 廃棄物保管場所等の平面図、立面図及び断面図（縮尺50分の1）
- (7) 廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図
- (8) 廃棄物保管場所等の容器数の算定書及び面積の算定書
- (9) その他、廃棄物保管場所等設置に関して必要と認める図面、文書等

(保管場所等の基準)

第4条 規則第30条第3項第1号に規定する設置基準は、別に定める板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準による。

(届出内容の変更)

第5条 建設者は、設置届及びその添付書類（以下「設置届等」という。）の提出後において、その内容に重大な変更を生じた場合は、改めて変更後の設置届等を提出しなければならない。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

(趣旨)

第1条 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（以下「規則」という。）第30条第3項第1号の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準を定める。

(定義)

第2条 廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを保管する場所（以下「粗大ごみ集積所」という。）をいう。

(廃棄物保管場所の設置基準等)

第3条 廃棄物保管場所の設置基準等は、次のとおりとする。

(1) 設置の基準

ア 他の用途と兼用でないこと。

イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。

ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。

オ 廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積込み、及び清掃若しくは点検等に必要な作業場所を確保すること。

カ 敷地内に運搬車が駐車できる水平なスペース（ゼブラゾーン）を設けること。

ゼブラゾーンの大きさ

容器を使用する場合・・・幅3.5m×長さ7.0m×高さ3.0m

特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）

及び自動貯留排出機を使用する場合・・・幅3.5m×長さ10.0m×高さ3.2m

キ 敷地内にごみ集積所・ごみ持ち出し場所を設けること。（避難通路、自主管理歩道、歩道状空地を除く）

ク 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

ケ 運搬車両が敷地奥（10.0m以上）に進入する場合は、運搬車両の転回場所を確保すること。

コ 運搬車両が敷地内に進入する場合は、車両通行導線部分の通路幅を3.5m以上、高さを3.0m以上確保すること。ただし、運搬車両の敷地出入り口部分及び敷地内での転回部分は、通路幅を4.0m以上、高さを3.0m以上確保すること。（反転コンテナ、自動貯留排出機を使用する場合は、通路幅を6.0m以上、高さを3.2m以上確保すること。）

サ 通路及びゼブラゾーンの構造は、運搬車両の加重に十分に耐えられるものとする。

なお、ターンテーブルを設置する場合はその仕様について特に注意すること。

(2) 構造の基準

ア 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

イ 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ効率よく流入する構造とすること。

ウ 換気及び採光ができる構造とすること。なお、換気については、保管場所内部の臭気を効率よく排出できる位置に設置すること。

エ 保管場所内部から、運搬車への導線は、枠付台車が通行することを考慮して、段差等が生じない構造とすること。

オ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。

① 容器を保管設備とする場合は、幅を1.2m以上、高さを2.0m以上とすること。

② 容器及び自動貯留排出機以外のもの（反転コンテナ）を保管設備とする場合は、幅を 1.8 m以上、高さを 2.0m以上とすること。

③ 運搬車両が内部に進入する場合は、幅 3.5m以上、高さを 3.0m以上とすること。（反転コンテナ等を使用する場合は、高さを 3.2m以上とすること。）

カ 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。

キ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

ク 保管場所内部の通路は、1.2m以上とし、枠付台車の通行に支障のない構造とすること。なお、枠付台車は開口部が横側のため、最低 2 台が横置きに配置できるレイアウトとすること。

ケ 完全密閉型とすること。

(3) 附帯設備の基準

ア 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

イ 容器及び保管場所内部の清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

ウ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

エ 棚を設置する場合は、設置段数は 1 段とし、高さは棚下 80cmから棚上 100cmまでとすること。

オ 可燃ごみ・不燃ごみ用容器は、2 段まで（棚下 1 箱、棚上 1 箱）とする。また、棚が設置されていない場合は、1 段までとすること。

カ 缶・びん回収箱は、3 段まで（棚下 2 箱、棚上 1 箱）とする。また、棚が設置されていない場合は、2 段までとすること。

キ ペットボトル回収箱は、2 段まで（棚下 1 箱、棚上 1 箱）とする。また、棚が設置されていない場合は、2 段までとすること。

ク 古紙用容器は、2 段まで（棚下 1 箱、棚上 1 箱）とする。また、棚が設置されていない場合は、2 段までとすること。

ケ プラスチック回収ネットは、2 段まで（棚下 1 個、棚上 1 個）とする。また、棚が設置されていない場合は、1 段までとすること。

（廃棄物保管設備に関する基準）

第 4 条 廃棄物保管設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 保管設備の基準

ア 容器の場合

① 規則第 16 条第 1 項に規定する基準に適合すること。

② 容器種別及び大きさは、次のとおりとする。

品 目	容器種別	外 寸 (mm)	備 考
可燃・不燃	丸型 70L 容器	直径 600 程度	
	角型 72L 容器	W650 × D450 × H330	参考規格
缶 ・ びん	回 収 箱	W530 × D366 × H322	折りたたみ式のもの
ペットボトル	回 収 箱	W764 × D455 × H458	折りたたみ式のもの
古 紙	枠付台車	W1,100 × D800 × H1,700	開口部に扉付のもの
プラスチック	回収ネット	W460 × D460 × H750	自立式ネット

※ 回収箱、回収ネットは、区が用意する。

※ 可燃・不燃容器及び枠付台車又は古紙用容器は事業者が購入する。

※ 各品目の容器種別は別表3の基準を用いること。

イ 反転コンテナの場合

- ① 容量は、0.7 m³とする。
- ② 大きさは、次のとおりとする。

本 体	横 幅	1,420 mm ± 10 mm (誤差)
	奥行き	674 mm ± 10 mm
	高 さ	1,065 mm ± 10 mm
傾倒軸	長 さ	1,574 mm ± 10 mm
	高 さ	685 mm ± 10 mm

- ③ 材質は、FRP又は、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。
- ④ 折りたたみ式のふたを付けること。
- ⑤ 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び枠付の排水口を取り付けること。
- ⑥ 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ 自動貯留排出機の場合

- ① 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。
- ② 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ③ 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止するとともに、騒音及び振動を低減する措置がなされていること。
- ④ 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有すること。
- ⑤ 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。
- ⑥ 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。
- ⑦ 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

(2) 事業用途の建築物で区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 容器の場合は、前号アの規定を準用する。回収箱及び枠付台車は使用しない。

イ 反転コンテナの場合は、前号イの規定を準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合は、前号ウの規定を準用する。

エ 車両搭載式コンテナの場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収集できるものであること。
- ② 運搬車に適合する仕様であること。
- ③ 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

オ その他の設備の場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ② 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第5条 廃棄物保管設備の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 原則として、次のとおりとする。

ア 住宅が100戸未満の場合は、可燃ごみは容器、反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。ただし、道路の幅員が6m以下で、運搬車の通行に支障をきたすと認められる場合は、容器とすること。不燃ごみについては、その性状から原則容器とすること。

イ 住宅が 100 戸以上の場合、可燃ごみは反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。ただし、ワンルーム形式（算定人員数 200 人未満）の住宅及び道路の幅員が 6m 以下で、運搬車の通行に支障をきたすと認められる場合は、容器とすること。不燃ごみについては、その性状から原則容器とすること。

ウ 事業用途の建築物で区の収集運搬業務の提供を受けない場合

- ① 廃棄物の排出量が 1 日に 1,000 kg 未満の場合は、第 4 条第 2 号に定める設備とすること。
- ② 廃棄物の排出量が 1 日に 1,000 kg 以上の場合は、容器または反転コンテナ以外の設備とすること。

(2) 廃棄物保管設備の選定に際しては、事前に区と十分に協議すること。

(住宅用途及び事業用途の建築物における廃棄物排出量の算定基準)

第 6 条 廃棄物（粗大ごみを除く）の排出量の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 住宅用途の建築物

ア 排出基準は、0.9 kg（/日）とする。

イ 住宅部分の人員数は、別表 2「住居占有面積別人員数」の基準を用いて算定するものとする。

ウ ごみの組成割合は、次のとおりとする。

種 別	可 燃	不 燃	缶	び ん	ペット ボトル	古 紙	プラス チック
割 合	62%	5%	2%	5%	2%	21%	3%

エ 廃棄物（粗大ごみを除く）の体積を重量に換算する場合は、1 m³を 250 kg とする。

オ 処理槽付ディスポーザー（ディスポーザー排水処理システム）を設置する場合は、清掃事務所と協議のうえ、可燃ごみ組成割合の 20% を限度に減ずることができる。

カ 収集間隔は、次のとおりとする。

種 別	可 燃	不 燃	缶	び ん	ペット ボトル	古 紙	プラス チック
割 合	2 日	13 日	6 日	6 日	6 日	6 日	6 日

キ 保管設備の重量換算値は、容器の場合は、可燃ごみ 10 kg・不燃ごみ 15 kg とし、反転コンテナの場合は 100 kg とする。資源は、缶 2.5 kg、びん 12.5 kg、ペットボトル 3 kg、古紙（枠付台車）150 kg、プラスチック 10kg とする。他の保管設備を使用する場合は、事前に区と十分協議すること。

ク 住宅用途と事業用途の複合建築物において、事業用途部分の廃棄物排出量の算定基準は同条第 2 号のとおりとする。

(2) 事業用途の建築物

ア 過去の廃棄物排出量データ（可燃ごみ・不燃ごみ）がある場合は、清掃事務所の了解を得たうえで、そのデータを用いて算定する。ただし、過去の廃棄物排出量データが無い場合は、別表 1「施設用途別廃棄物排出基準」により算定する。その場合の組成割合は、可燃ごみ 50%、不燃ごみ 15% とする。板橋区が収集する場合の組成割合は、可燃ごみ 62%、不燃ごみ 5% とする。

イ 可燃ごみ、不燃ごみ以外の資源部分は、別途、再利用対象物保管場所の設置により必要保管面積を確保する。

ウ 廃棄物処理業者に対して事業系廃棄物の収集を委託する場合は、廃棄物処理業者との契約内

容により収集間隔を変更できるものとする。ただし、板橋区が収集する場合の収集間隔は、住宅用途の場合と同じく、可燃ごみ2日、不燃ごみ13日で算定する。

エ 保管設備（容器）の重量換算値は、廃棄物処理業者に対して事業系廃棄物の収集を委託する場合は、可燃ごみ15kg、不燃ごみ15kgとする。ただし、板橋区が収集する場合は、可燃ごみ10kg、不燃ごみ15kgとする。

オ 住宅用途と事業用途の複合建築物において、住宅用途部分の廃棄物排出量の算定基準は同条第1号のとおりとする。

（粗大ごみ集積所の設置基準）

第7条 粗大ごみ集積所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 敷地内に、「粗大ごみ集積所」と印字された表示板により区別されたスペースを設けること。（建築物構造でなくてもよい）
- (2) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であること。ただし、最低3㎡以上とすること。
- (3) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (4) 通路など他の用途と共用でないこと。
- (5) 容易に収集できる場所に設置すること。施設設備等を設ける場合は、事前に区と十分協議すること。

付 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

2 この基準を施行するために必要な準備行為は、この基準の施行前においても行うことができる。

板橋区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱 (抜 粋)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（平成11年板橋区条例第49号。以下「条例」という。）並びに東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。）に基づき、区内に存在する事業用大規模建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量及び適正な処理を推進するために必要な事項を定め、以て、条例、規則の円滑な施行を図ることを目的とする。

(対象建築物の延床面積の算定基準)

第2条 規則第4条に規定する事業用途に供する部分の床面積とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。

2 鉄道の駅の床面積を算定するときは、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

(対象建築物の単位の基準)

第3条 規則第4条に規定する建築物は、次に掲げるものを除き棟を単位とする。

- (1) 学校、病院、工場等、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物は、一棟の建築物と見なす。
- (2) 大規模な市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合は、当該区域内にある複数の建築物を一棟の建築物と見なす。
- (3) 事業用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上の一棟の建築物で、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、各部分ごとの所有又は管理に係る床面積が1,000㎡に満たない場合でも、それぞれ、一棟の独立した建築物と見なす。

(再利用対象物保管場所設置基準)

第10条 規則第7条第2号に規定する設置基準は、別に定める板橋区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

板橋区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

(趣旨)

第1条 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（以下「規則」という。）第7条に規定する、再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準について必要な事項を定める。

(再利用対象物保管場所面積の算出基準)

第2条 規則第7条第2号に定める再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するための基準は、再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準（別表）による。

(保管場所の配置、構造、付帯設備及び維持管理等)

第3条 保管場所の配置、構造、付帯設備及び維持管理等は、次のとおりとする。

(1) 配置等

ア 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。

イ 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

ウ 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。

エ 再利用対象物の選別、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

オ 敷地内に運搬車が駐車できるスペース（ゼブラゾーン、幅3.5m×長さ7m×高さ3m程度）を設けること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の駐車スペースと兼用することができる。

(2) 構造、付帯設備等

ア 保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。

イ 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

ウ 保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、柵・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。

エ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

オ 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

(3) 維持管理等

ア 事業用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、保管場所及びその周辺を常に清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。

イ 所有者は、再利用対象物の選別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。

ウ 所有者は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第2条に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

エ 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これ

を設置するとともに、適正に管理すること。

(設置届等の提出)

第4条 事業用大規模建築物を設置しようとする者(以下「建設者」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築の確認の申請前までに、条例第19条に基づき、規則第8条に規定する再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(以下「設置届」という。)を区長あて、提出しなければならない。

2 建設者は、前項の設置届を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 建築物の用途別床面積内訳書
- (2) 建築物の設計概要(用途、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- (3) 建築物の案内図(地図の写しで可)及び配置図
- (4) 建築物の各階平面図
- (5) 保管場所等の配置図(位置図)(前号の各階平面図で確認できる場合は、省略することができる。)及び敷地内運搬車通過道路図
- (6) 保管場所等の平面図、立面図及び断面図(縮尺50分の1)
- (7) 保管場所等の仕様及び面積算定図
- (8) その他、保管場所等設置に関して必要と認める図面、文書等

(設置届の内容変更)

第5条 建設者は、設置届及びその添付書類(以下「設置届等」という。)の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、改めて設置届等を提出しなければならない。

付 則

この設置基準は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この設置基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この設置基準は、平成18年4月1日から施行する。

注1 第2条 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準(別表)は、P14を指す。

集合住宅廃棄物保管庫設置基準

(目的)

第1条 この基準は、集合住宅の廃棄物保管庫に関する基本的事項を定めることにより、区民の健康で快適な生活を確保し、ごみの収集を安全で円滑に実施することを目的とする。

(対象)

第2条 この基準の対象とする集合住宅とは、板橋区大規模建築物等指導要綱または東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例に該当しない集合住宅とする。ただし板橋区大規模建築物等指導要綱第2条第3項（集合住宅準指導要綱）に該当する集合住宅は対象とする。

(事前協議)

第3条 事業主は、当該集合住宅の建築確認申請の前に、管轄する清掃事務所長と協議するものとする。

2 前項に規定する事前協議は次の書類の提出により行うものとする。

- (1) 建築物の案内図（付近見取り図）及び配置図
- (2) 建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延床面積等）
- (3) 建築物の用途別床面積内訳書
- (4) 建築物の各階平面図
- (5) 廃棄物保管庫（第4条第2項の規定に基づき廃棄物保管庫に代えて簡易保管庫を設置する場合は、簡易保管庫を含む。以下この項において同じ。）及び粗大ごみ置場の配置図（位置図）。但し、第4号に規定する図で位置を確認できる場合においては、提出を省略することができる。
- (6) 廃棄物保管庫の容器数の算定書・面積の算定書
- (7) 廃棄物保管庫の平面図・立面図・断面図（縮尺50分の1）
- (8) 念書
- (9) その他廃棄物保管庫設置に関して必要と認める図面・文書等

(設置基準)

第4条 廃棄物保管庫の設置基準は、板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準に準じたものとする。

2 板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準第6条第1号イに規定する「住居占有面積別人員数」による人員算定数が15人未満である場合、前項の規定にかかわらず、廃棄物保管庫に代えて簡易保管庫を設置することができる。15人以上25人未満である場合において、次項の基準を満たすときも同様とする。

3 廃棄物保管庫に替えて簡易保管庫を設置することが出来る基準を次のように定める。

- (1) 簡易保管庫は可燃ごみと不燃ごみ容器を含めた容量を確保すること。
- (2) 安全かつ容易に収集作業を行うため、前面パネルが開閉出来、かつ簡易保管庫の上ぶたが垂直に大きく開く構造であること。
- (3) 可燃ごみと不燃ごみの収集間隔が違うので、可燃ごみへの不燃ごみの混入を避けるために不燃ごみ用の70リットル容器を設置すること。
- (4) ごみの分別を明確にするために、ごみの種別の表記を簡易保管庫上ぶた裏面及び不燃ごみ容器に明記すること。
- (5) 清潔を保持するため、洗浄用の給排水設備を簡易保管庫近くに設置すること。
- (6) 粗大ごみ置場を設けること。

4 簡易保管庫の最低必要容量は、次に定める算定式を用いて算出する。

$$\text{簡易保管庫容量} = \frac{\text{人員算定人数} \times \text{排出基準} \times \text{見かけ比重}}{\text{人数}} \times 45 \text{リットル} \times 0.77$$

また、資源（缶・びん・ペットボトル・古紙・プラスチック）については第3条第2項第6号で算出した容器数を置けるスペースを確保すること。

※ 見かけ比重＝1人分のごみの排出量（グラム）を一定の容器に入れ、1リットルあたりのごみの重量（グラム）で割ったときの容量（リットル）になる指数。不燃ごみ容器の容器分を加味したもの。

5 廃棄物保管庫及び簡易保管庫は敷地内かつ道路に面した場所で、接する道路の交通量、交通規制等を十分留意し、歩行者等に危険がなく、廃棄物及び資源物の収集車両の通行及び収集作業に支障をきたさない場所に設置すること。ただし、ごみの持ち出しを行う場合は道路に面した場所でもかまわない。

6 その他特別な事情がある場合で、清掃事務所長が特に認めた場合は、この限りではない。

付 則

この設置基準は、平成22年1月4日から施行する。

付 則

1 この設置基準は、令和6年4月1日から施行する。

2 この設置基準を施行するために必要な準備行為は、この設置基準の施行前においても行うことができる。

集合住宅での直接収集実施基準

(目 的)

第1条 集合住宅における廃棄物の収集は、廃棄物及び資源物の収集作業を効率的かつ適正に実施するため、廃棄物保管庫または簡易保管庫（以下「ごみ保管庫等」という。）から指定された持ち出し場所へ出されたごみについて収集を行うことを原則とする。

ただし、一定の基準を満たす場合に限りごみ保管庫等から直接収集を行うことができる。

この基準は、ごみ保管庫等から直接収集を認める場合に関する基本的事項を定め、ごみの収集を安全で円滑に実施することを目的とする。

(対 象)

第2条 この基準の対象とする集合住宅とは、ごみ保管庫等を有する建築物をいう。

(直接収集の実施基準)

第3条 直接収集を実施するには、次に掲げる条件が必要となる。

- (1) 収集車両が当該ごみ保管庫等から3m以内に横付けできること。
- (2) ごみ保管庫等の鍵が必ず開いていること。また、ごみ保管庫等内に廃棄物及び資源物以外の物を置いていないこと。
- (3) 居住人数は、板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準第6条第1号イの「住居占有面積別人員数」による人員算定数が30人未満であること。
- (4) 収集車両を敷地内に入れて収集する場合は、板橋区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準第3条第1号設置の基準を満たすこと。
ただし、簡易保管庫におけるゼブラゾーンの大きさは容器を使用する場合に準ずる。
- (5) 直接収集を実施する際に、周辺環境が安全確保の妨げになっていないこと。
- (6) その他特別な事情がある場合で、清掃事務所長が特に認めた場合は、直接収集を行うことができる。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年12月14日から施行する。

様式類

(必要に応じてコピーして下さい)

再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届

令和 年 月 日

（あて先）板橋区長

（建設者） 住所
氏名
電話番号 （ ）

東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例
により、次のとおり届け出ます。 第19条第6項
第50条第1項 の規定

1 建築物の概要

設計者	住所 氏名 電話番号 （ ）		
工事施工者	住所 氏名 電話番号 （ ）		
建築物の所在地			
建築物の名称			
建築物の用途			
敷地面積	m ²		
延べ床面積	(内訳) 住宅用		m ²
	事業用		m ²
構造	造、地上 階、地下 階		
予定年月日	工事着手	工事完成	使用開始
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

2 再利用対象物保管場所（条例第19条第6項関係）

保管場所	地上・地下 階、	箇所、	m ²
------	----------	-----	----------------

3 廃棄物保管場所等（条例第50条第1項関係）

保管場所	地上・地下 階、	箇所、	m ²
保管設備	種別	容量 L・m ³ 、	設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下 階、	箇所、	m ²
清掃車通行道路	公・私道、	m	洗浄排水設備 洗浄 箇所、 排水 箇所

受付欄	
(再利用)	(廃棄物)

容 器 数 の 算 定 書

東京都板橋区

用 途	品 目	床面積又は人員×排出基準×組成割合×収集間隔÷容器容量=A (小数点第二位を四捨五入)	最低必要個数 B=A を切り上げ	予備率の加算 C=Aの40%を加算	必要個数(※1) Cの小数点以下を切捨て
住 宅	可 燃	[] 人 × [] kg × 0.62 (※3) × [] 日 ÷ [] kg = ①	個	Aの①×1.4	個
	不 燃	[] 人 × [] kg × 0.05 × [] 日 ÷ [] kg = ②	個	Aの②×1.4	個
	缶	[] 人 × [] kg × 0.02 × [] 日 ÷ [] kg = ③	箱	Aの③×1.4	個
	び ん	[] 人 × [] kg × 0.05 × [] 日 ÷ [] kg = ④	箱	Aの④×1.4	箱
	P E T	[] 人 × [] kg × 0.02 × [] 日 ÷ [] kg = ⑤	箱	Aの⑤×1.4	箱
	プ ラ	[] 人 × [] kg × 0.03 × [] 日 ÷ [] kg = ⑥	個	Aの⑥×1.4	個
	古 紙	[] 人 × [] kg × 0.21 × [] 日 ÷ [] kg = ⑦	台	Aの⑦×1.4	(※2) 台
	可 燃	[] m ² × [] kg × 0.50 × [(※4)] 日 ÷ [] kg = ⑧	可燃 Aの ⑧+⑩+⑫ = 個	(Aの⑧+⑩+⑫の 合計) × 1.4 = C 個	個
	不 燃	[] m ² × [] kg × 0.15 × [(※4)] 日 ÷ [] kg = ⑨			
	可 燃	[] m ² × [] kg × 0.50 × [(※4)] 日 ÷ [] kg = ⑩	不燃 Aの ⑨+⑪+⑬ = 個	(Aの⑨+⑪+⑬の 合計) × 1.4 = C 個	個
	不 燃	[] m ² × [] kg × 0.15 × [(※4)] 日 ÷ [] kg = ⑪			
	可 燃	[] m ² × [] kg × 0.50 × [(※4)] 日 ÷ [] kg = ⑫	= 個	= C 個	個
	不 燃	[] m ² × [] kg × 0.15 × [(※4)] 日 ÷ [] kg = ⑬			

- ※1. 必要個数が、最低必要個数(B)の値よりも少ない場合は、(B)の値を必要個数とします。 ※2. 古紙の台車は、原則、予備率の加算をする必要はありません。
 ※3. 処理槽付デイスターガー(デイスターガー排水処理システム)を設置する場合、管轄の清掃事務所と協議のうえ、可燃ごみ組成割合の20%を限度に減ずることが出来ます。
 ※4. 事業系廃棄物の収集間隔は、廃棄物処理業者との契約内容により変更できます。ただし、板橋区の収集を予定する場合は、住宅用途の場合と同じ収集間隔です。

保 管 場 所 面 積 の 算 定 書

1. 容器保管必要面積	品 目	必要個数 ÷ 段数 = 必要区画数 × 容器の直径又は縦 × 容器の直径又は横 (小数点第三位を四捨五入)				⑦. 小 計 (①~⑥の計) (※5) m ²
	① 可燃・不燃	[] 個 ÷ [] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) =	区画 × [] m × [] m =	m ²		
	② 缶	[] 箱 ÷ [] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) =	区画 × [] m ² =	m ²		
	③ び ん	[] 箱 ÷ [] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) =	区画 × [] m ² =	m ²		
	④ P E T	[] 台 ÷ [] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) =	区画 × [] m ² =	m ²		
	⑤ プ ラ	[] 個 ÷ [] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) =	区画 × [] m ² =	m ²		
	⑥ 古 紙	[] 台 ÷ [] 段 (小数点以下第一位を切り上げ) =	区画 × [] m ² =	m ²		
2. 洗浄排水設備及び作業面積 (合計-⑦)		m ²	合 計 (※6)	m ²	3. 粗大ごみ保管面積	m ²

- ※5. の面積は、ごみ容器・回収箱・台車等の設置面積のみで、通路等の面積は含んでいません。
 ※6. の面積は、1で求めた面積と、洗浄排水設備・必要作業スペース・通路等を配置して設計した、廃棄物保管場所の全体の「求積面積(壁芯)」です。

再利用対象物保管場所面積計算表（1万㎡以上の建築物のときに使用してください）

※ 対象延床面積には共用部分を含まないで下さい。

用途	(I) 各用途別 対象延床面積	(II) (建築物全てがその用途とした場合の最低必要面積)			(III) 1棟に占める 用途別の割合 (a)(b)(c)/d	(IV) 最低必要面積 {(II) × (III)}
		(d)が1万㎡以上～5万㎡未満	(d)が5万㎡以上～10万㎡未満	(d)が10万㎡以上		
事務所						
飲食店						
学校						
病院・診療所 介護老人保健施設等		$4 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	26 m ²	$\frac{(a)}{(d)}$	m ²
特別養護老人ホーム 有料老人ホーム等		= <input type="text" value=""/>	= <input type="text" value=""/>			
小計	(a)					
店舗						
ホテル		$4 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$		40 m ²	$\frac{(b)}{(d)}$	m ²
小計	(b)	= <input type="text" value=""/>				
文化・娯楽施設等						
工場・研究所						
倉庫・流通センター		$3 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	$11 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$	16 m ²	$\frac{(c)}{(d)}$	m ²
小計	(c)	= <input type="text" value=""/>	= <input type="text" value=""/>			
合計	(d)	_____	_____	_____	1	(4 m ² 未満は4 m ²) m ² 以上

↑ ※ (I) 欄は少数点第3位を四捨五入

↑ ※ (II) 欄は少数点第3位を四捨五入

※ (IV) 欄は少数点第2位を四捨五入 ↑

(裏面)

※ この計算表は、1万㎡以上の建築物のとき、下記事項に留意して使用してください。

1. 1万㎡以上で用途が単一な建築物の場合は、次の手順で計算してください。・・・(Ⅲ)欄は使用しないでください。

- ① 該当する用途の対象延床面積を(Ⅰ)欄に記入し、その数値を合計する(d)にも記入してください。
- ② ①の数値を(Ⅱ)欄の用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)してください。
- ③ ②の数値を小数点第2位を四捨五入して、(Ⅳ)欄に記入してください。・・・この数値が保管場所最低必要面積となります。

2. 1万㎡以上で用途が複合する建築物(再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準の注5)の場合は、次の手順で計算してください。

- ① 各用途別の対象延床面積を(Ⅰ)欄に記入し、合計した数値を(d)欄に記入してください。
- ② ①の数値を(Ⅱ)欄の各用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位を四捨五入)してください。ただし、(d)が10万㎡以上の場合は、表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。・・・この数値が、各用途別に対象延床面積(d)があるものと仮定し、算出した各々の最低必要面積となります。
- ③ (Ⅰ)の各用途別の面積〔(a), (b), (c)〕と合計面積〔(d)〕を(Ⅱ)欄の(a)～(d)の該当するところに記入してください。・・・これが、1棟に占める用途別の割合となります。
- ④ 各用途別に②の数値に③の割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入して(Ⅳ)欄に記入し、合計してください。・・・この数値が保管場所最低必要面積となります。

刊行物番号

R05—54

令和5年8月発行

再利用対象物保管場所及び廃棄物
保管場所等の設置に関する手引き

＝作成・発行＝

板橋区資源環境部

資源循環推進課 ☎ 03 (3579) 2218

問合先：管轄の清掃事務所